

○特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付を希望する事業者（特別徴収義務者）の皆さまへ

個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付は、事業者（特別徴収義務者）の皆さまにおいて、PCdesk 等から「特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ」および「パスワード取得 URL ファイル」が格納された「納税義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書（以下「特徴税通（納税義務者用）」という。）」をダウンロードしていただくことで行われます。

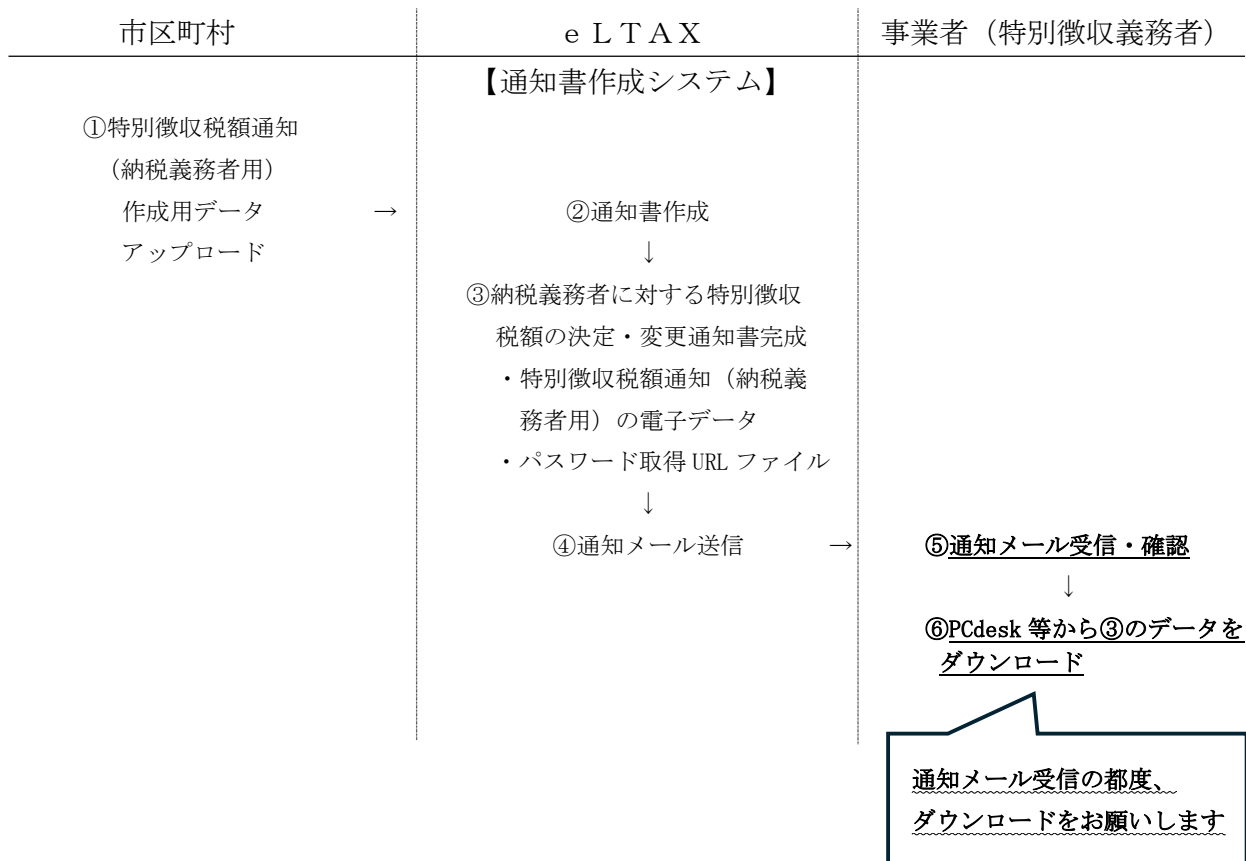
- 「特徴税通（納税義務者用）」は、事業者（特別徴収義務者）の皆さまに係る市区町村ごとに作成され、準備が整った市区町村分は、電子メールにより、格納のご案内と保護番号をお知らせします（通知メール）。
- 通知メールは、ダウンロード可能となった日ごとに作成され、1 日あたり最大 2 回送信される予定です。

事業者（特別徴収義務者）の皆さまにおかれましては、通知メールを受信されましたら、その都度ダウンロードを行っていただきますようお願いいたします。

その際、複数日分を一括でダウンロードされますと、通信回線の混雑等により時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

また、「特別徴収義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書（処分通知等）」と「特徴税通（納税義務者用）」の格納時期が数日ずれ、通知メールが別々の日に送信される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(参考 1) 特別徴収税額通知（納税義務者用）が届くまでの流れ



(参考 2) 望ましい例と避けていただきたい例

○ 望ましい例		× 避けていただきたい例	
通知メール	ダウンロード	通知メール	ダウンロード
5 月 12 日 1 通(5 件分) →	5 件分実施	5 月 12 日 1 通(5 件分)	未実施
5 月 13 日 1 通(10 件分) →	10 件分実施	5 月 13 日 1 通(10 件分)	未実施
5 月 14 日 1 通(15 件分) →	15 件分実施	5 月 14 日 1 通(15 件分)	未実施
5 月 15 日 1 通(20 件分) →	20 件分実施	5 月 15 日 1 通(20 件分) →	一括 50 件分実施